

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正に伴う契約約款の読み替えについて

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）が平成27年4月1日に施行されることに伴い、既に締結している契約の約款条項について、下記の対照表のとおり読み替えるものとします。

【物品購入・印刷請負・委託・賃貸借・派遣・電力供給】

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">（談合その他不正行為による解除）</p> <p>第A条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。</p> <p>(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定に定める刑が確定したとき。</p> <p>2 乙が前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、<u>前項第2号のうち、乙の刑法第198条に定める刑が確定したときは、この限りでない。</u></p> <p>3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。</p>	<p style="text-align: center;">（談合その他不正行為による解除）</p> <p>第A条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) <u>公正取引委員会が、乙に違反があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第50条第1項に規定する納付命令）を行ったとき又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき（同法第77条の規定によりこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。</u></p> <p>(2) <u>乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</u></p> <p>(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定に定める刑が確定したとき。</p> <p>2 乙が前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第6号により公正取引委員会が指定する不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に定める不当廉売であるときその他甲が特に認めたとき。</u></p> <p>(2) <u>前項第3号のうち、刑法第198条に定める刑が確定したとき。</u></p> <p>3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。</p>

文京区標準契約約款における条名Aは、物品購入・電力供給にあっては、第15条、印刷請負にあっては、第18条、委託にあっては、第13条、賃貸借にあっては、第23条、派遣にあっては、第11条とする。

【工事請負契約】

改 正 後	現 行
<p>(損害賠償金)</p> <p>第46条 受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額の損害賠償金を発注者に支払うものとする。</p> <p>(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為のため排除措置命令が確定したとき。</p> <p>(2) 現行のとおり</p>	<p>(損害賠償金)</p> <p>第46条 受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額の損害賠償金を発注者に支払うものとする。</p> <p>(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為のため排除措置を受けてこれを応諾したとき又は審決が確定したとき。</p> <p>(2) 省略</p>

【請書】

改 正 後	現 行
<p>第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(4) 現行のとおり</p> <p>(5) 乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。</p> <p>(6) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定に定める刑が確定したとき。</p> <p>(7) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。</p> <p>(8) 乙が次条の規定によらずに契約の解除を申し出たとき。</p> <p>2及び3 現行のとおり</p>	<p>第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>公正取引委員会が、乙に違反があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第50条第1項に規定する納付命令）を行つたとき又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき（同法第77条の規定によりこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。</u></p> <p>(6) <u>乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行つた審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</u></p> <p>(7) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定に定める刑が確定したとき。</p> <p>(8) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。</p> <p>(9) 乙が次条の規定によらずに契約の解除を申し出たとき。</p> <p>2及び3 省略</p>